

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第二十四条の九第三項において準用する法第二十一条の五の十五第三項第一号の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定の要件を定めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて児童の栄養管理に支障がない場合は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。）イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ略</p> <p>三〇六略</p> <p>二・三略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四条の十二第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項第一号の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定の要件を定めるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であつて児童の栄養管理に支障がない場合は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあつては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 看護師 イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ・ロ略</p> <p>三〇六略</p> <p>二・三略</p> <p>4 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第二十九条第一項の指定障害者支援施設をいう。次条第六項において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス（</p>

(設備)

第六条 1～5略

2 略

(利益供与等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者、障害者総合支援法第五十八条の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(設備)

第六条 1～5略

2 略

障害者総合支援法第五条第一項の施設障害福祉サービスをいう。次条第六項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第五十三号。次条第六項において「指定障害者支援施設基準条例」という。）第五条に規定する人員の基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備)

6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合にあっては、指定障害者支援施設基準条例第九条に規定する設備の基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利益供与等の禁止)

第四十七条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者、障害者総合支援法第五十六条の一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。